

様式第 1 号

補 助 事 業 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者 住所
名称
代表者氏名

事業名称 農業労働環境整備事業

補助金の交付を受けたいので、農業労働環境整備事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |

事業計画書

1 事業概要

(1) 事業目的

--

(2) 事業内容

--

2 雇用の状況（該当する□に✓を入れてください。）

- (1) 令和4年4月1日から現在までに雇用あり
※繁忙期のみの一時的な雇用も含む

- (2) 現在雇用はないが、_____月頃に雇用する。

3 事業概要

(1) 導入する機械・施設

機械・施設種類	整備場所	用途	金額
		小計	
		消費税相当額	
		合計	

4 補助率及び補助上限額の上乗せ要件（該当する項目があれば□に✓を入れてください。）

- (1) 北海道農業士又は北海道指導農業士
 (2) 北海道農業士又は北海道指導農業士に令和4年度中に認定
 (3) 令和元年度以降に公的機関の依頼により農業研修生の受入実績あり
 (4) 実績報告時（令和5年2月10日期限）までに公的機関の依頼により農業研修生を受け入れる
 (5) 令和5年度に公的機関の依頼による農業研修生受入が確実になっている
 (6) 令和元年度以降に農福連携の取組実績あり
 (7) 令和4年度中に農福連携の取組を行う予定であり、実績報告時（令和5年2月10日期限）までに相手方との契約を締結する

※ 添付資料

- ・見積書等
 - ・前年度の決算関係書類
 - ・貸金台帳等雇用の状況を証する資料
 - ・申請者が法人及び複数の農業者で構成する団体の場合は定款の写し又は団体規約の写し
- 【今後雇用する場合】
- ・求人票の控，ヘルパーの募集広告の写しなど
- 【補助率及び補助上限額の上乗せ要件に該当する場合】
- ・（３）は公的機関からの依頼文等，受入実績を確認できる書類
 - ・（６）は福祉事業所との契約書等，農福連携の取組を実施したことが確認できる書類
 - ・（４），（５），（７）の場合は，実績報告時（令和５年２月１０日期限）に確認書類の提出が必要となります。

納 税 対 応 状 況 申 出 書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

名 称

代表者

納 税 対 応 (予 定)	該当項目
1 免 税 事 業 者	
2 簡 易 課 税 制 度 適 用 者	
3 一 般 事 業 者	
(1) 課税売上割合95%以上	
(2) 課税売上割合95%未満	
ア 一括比例配分方式	
イ 個別対応方式	
(ア) 課税売上対応	
(イ) 共通売上対応	
(ウ) 非課税売上対応	

- 注1 この様式は、補助事業交付申請書提出の際に提出すること。
 ただし、申請時に3に○印を付けたものについては、該当の有無について明らかになった時点で再提出（3のうち（2）のイの（ウ）以外のものを除く。）
- 2 1又は2に該当するものは、3の記載は不要。

交 付 決 定 通 知 書

様

旭 川 市 長 ⑧

年 月 日申請の農業労働環境整備事業については、以下のように決定しましたので通知します。

- 1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
	金 円	金 円

上記に掲げるもののほか、補助対象事業の内容については、申請書記載のとおりとします。

- 2 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、予め市長の承認を受けなければなりません。ただし、補助対象経費の2割以内の減、又は交付決定額の変更が生じない範囲での補助対象経費の増であり、科目に変更がない場合は、この限りではありません。
- 3 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、予め市長の承認を受けなければなりません。
- 4 補助対象事業が期限まで完了する見込みのない場合、又は遂行が困難になった場合は速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときも含む。）は、速やかに補助事業実績報告書を市長に提出しなければなりません。
- 6 市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又は補助条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示することがあります。
- 7 次の各号の一に該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、期限を定めてその返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又は農業労働環境整備事業実施要綱に基づく市長の指示に違反し、若しくは従わないとき。
- (3) 虚偽の申請、その他不正な行為があったとき。
- 8 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければなりません。

年 月 日

変更承認申請書

(宛先) 旭川市長

住 所
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた農業労働環境整備事業に係る補助金について、計画を変更したいので、農業労働環境整備事業実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 変更後の補助金申請額 金 円
- 3 変更の理由
- 4 変更計画の内容

注) 変更計画の内容は、補助金交付申請書に準じた様式に変更事項ごとに変更後の内容(変更されない部分を含む)を黒字で記載し、変更に係る部分の上部に当初計画を赤字で記載すること。

第 号
年 月 日

変 更 承 認 書

様

旭 川 市 長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった農業労働環境整備事業変更承認申請について、申請
のとおりこれを承認します。

ただし、年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知の一部を
変更します。

1 補助金の額 金 円

2 補助対象経費 金 円

3 変更の対象となった事業の内容及び経費の配分は当該申請書のとおりとします。

廃止承認申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた農業労働環境整備事業に係る補助金について、次の理由によりその執行を廃止したいので、農業労働環境整備事業実施要綱第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 廃止の理由

第 号
年 月 日

廃止承認書

様

旭川市長 印

年 月 日付けで申請のあった農業労働環境整備事業廃止承認申請について、申請
のとおりこれを承認します。

- 1 廃止事業の指令日及び指令番号

実績報告書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者
住所
氏名
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた農業労働環境整備事業は、年 月 日に完了したので農業労働環境整備事業実施要綱第12条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業名 農業労働環境整備事業
2 補助金交付申請額 金 円

3 事業実施結果
(1) 事業成果

--

(2) 整備結果

機械・施設種類	整備場所	用途	金額
		小 計	
		消費税相当額	
		合 計	

(3) 雇用の状況

雇用人数 _____人
うち新規雇用 _____人
うち新型コロナウイルス感染症に起因する離職者・求職者 _____人

※添付資料

- ・支出を証する書類及び導入した機械・施設の写真
- ・雇用を証する書類
- ・補助率及び補助の上限額の上乗せ要件に該当する場合、その要件が確認できる書類

消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた農業労働環境整備事業について、農業労働環境整備事業実施要綱第12条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

第 号
年 月 日

補 助 金 確 定 通 知 書

様

旭 川 市 長 ⑩

年 月 日付けで提出のあった補助事業実績報告書について、審査確認の結果、農業労働環境整備事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、農業労働環境整備事業実施要綱第 1 3 条第 1 項の規定により通知します。

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |

第 号
年 月 日

変 更 交 付 決 定 及 び 補 助 金 額 確 定 通 知 書

様

旭 川 市 長 ⑩

年 月 日付けで提出のあった補助事業実績報告書について、審査確認の結果、農業労働環境整備事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので農業労働環境整備事業実施要綱第13条第2項の規定に基づき通知します。

なお、年 月 日付け 指令第 号による交付決定は次のとおり変更します。

1	補助金当初交付決定額	金	円
2	補助金変更後交付決定額	金	円
3	補助金の確定額	金	円